

# 法令および定款に基づくインターネット開示事項

## 連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.kyb.co.jp>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の数および連結子会社の名称

|             |                                                                                                                                                                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数     | 37社                                                                                                                                                                                                           |
| 主要な連結子会社の名称 | カヤバシステムマシナリー株式会社<br>KYBモーターサイクルサスペンション株式会社<br>KYBエンジニアリングアンドサービス株式会社<br>KYB Americas Corporation<br>KYB Suspensions Europe, S.A.U.<br>KYB Steering Spain, S.A.U.<br>KYB (Thailand) Co., Ltd.<br>凱迹必（中国）投資有限公司 |

凱迹必液圧工業（鎮江）有限公司は、当連結会計年度において凱迹必機械工業（鎮江）有限公司を存続会社として吸収合併をしたことにより、連結の範囲から除外しております。

KYB-CADAC株式会社は、当連結会計年度においてKYB-YS株式会社を存続会社として吸収合併をしたことにより、連結の範囲から除外しております。

なお、当該連結子会社の吸収合併に伴う、実質的な連結範囲の変更はありません。

##### ②非連結子会社の名称等

|              |                                                                              |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 主要な非連結子会社の名称 | K Y B I n t e r n a t i o n a l A m e r i c a, I n c. 他3社                    |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社4社はいずれも小規模であり、資産合計、売上高、当期損益および利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

#### 3. 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数および名称

|                         |                                                                                                                                                                              |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数 | 6社                                                                                                                                                                           |
| 会社等の名称                  | 株式会社東和製作所<br>PT.Kayaba Indonesia<br>KYB-UMW Malaysia Sdn. Bhd.<br>KYB-UMW Steering Malaysia Sdn. Bhd.<br>KYB-Mando do Brasil Fabricante de Autopeças S.A.<br>常州朗銳凱迹必減振技術有限公司 |

なお、当連結会計年度より常州朗銳凱迹必減振技術有限公司を持分法適用の範囲に含めております。

②持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の名称等

主要な会社等の名称 筑陽精機工業株式会社 他 7 社

持分法を適用しない理由 持分法非適用会社 8 社は、それぞれ当期損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

#### 4. 会計方針に関する事項

(1) 新基準の早期適用に関する事項

当社グループは、2017年3月31日現在有効なIFRSに準拠しており、IFRS第9号「金融商品」（2014年7月改訂）を早期適用しております。

(2) 重要な資産の評価基準および評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識および測定

当社グループは、金融資産を(a)償却原価で測定される金融資産、(b)その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産、(c)その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産、(d)純損益を通じて公正価値で測定される金融資産のいずれかに分類しており、当初認識時において、その分類を決定しております。当社グループは、営業債権およびその他の債権を発生日に認識しており、その他の金融資産の通常の購入および売却は、取引日に認識します。取引日とは、当社グループが資産を購入または売却することを確約した日です。

当初認識時において、すべての金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合に、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている場合
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる場合

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている場合
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる場合

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

一部の資本性金融資産は、公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益を通じて認識するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産に分類

しております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

上記の償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。なお、当社グループは、当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として取消不能の選択を行ったものではありません。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定します。

(a) 償却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産については実効金利法による償却原価により測定します。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益を通じて認識し、当該金融資産の認識を中止した場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益を通じて認識し、当該金融資産の認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には、過去に認識したその他の包括利益は、利益剰余金に直接振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産からの配当金については、純損益に認識しております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益を通じて認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、または実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止します。

(iv) 減損

当社グループは、償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、報告期間の末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。当該評価を行う際には、金融資産の債務不履行発生リスクを報告日現在と当初認識日現在と比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、当社グループは、金融資産に係る信用リスクが報告日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

予想信用損失は、金融資産の予想存続期間にわたる信用損失の確率加重した見積りであります。信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。

なお、当社グループは、営業債権の予想信用損失を見積もる際に、予想信用損失の引当マトリクスを用いた実務上の簡便法を採用しております。当該引当マトリクスは、上記の見積り方法と整合するものであります。

金融資産の予想信用損失は、減損損失として、純損益に認識しております。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻し入れております。

## ② デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的および戦略について文書化しております。当社グループはまた、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し極めて有効であるかどうかについても、ヘッジ開始時および継続的に評価し文書化しております。

デリバティブの当初認識はデリバティブ契約を締結した日の公正価値で行い、その後も公正価値で再測定し、その変動は以下のように会計処理します。

### (i) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジされたリスクをもたらすヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動とともに、純損益に計上します。

### (ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、その他の包括利益を通じて資本で認識します。非有効部分に関する利得または損失は、純損益で即時認識します。

資本に累積された金額は、ヘッジ対象が純損益に影響を与える期に、純損益に組み替えます。しかしながら、ヘッジ対象である予定取引が非金融資産もしくは負債の認識を生じさせるものである場合には、それまで資本に繰り延べていた利得または損失を振り替え、当該資産もしくは負債の測定額に含めます。

ヘッジ対象である予定取引の発生の可能性がなくなった時点で、資本に計上されている利得または損失の累計額を純損益に振り替えます。

### (iii) ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ取引

一部のデリバティブ取引はヘッジ会計の要件を満たさないものがあります。このような取引から生じる公正価値の変動は、純損益で即時認識します。

### ③ 棚卸資産

棚卸資産の原価には、購入原価、加工費および棚卸資産が現在の場所および状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含みます。

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上します。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額および販売に要するコストの見積額を控除した額です。原価は主として総平均法を用いて算定します。

## (3) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却または償却の方法

### ① 有形固定資産

有形固定資産の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で表示します。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、撤去および原状回復費用ならびに借入費用で資産計上の要件を満たすものが含まれます。ファイナンス・リースの資産計上額も有形固定資産に含まれます。

取得後に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識するかのいずれかにより会計処理します。他のすべての修繕ならびに維持に係る費用は、発生時に純損益で認識します。

有形固定資産項目の減価償却は、取得原価から残存価額を控除した償却可能価額について、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法に基づいて行います。

### ② 無形資産およびのれん

無形資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した額で表示します。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定し、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定します。なお、自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上します。

無形資産は、資産の取得原価から残存価額を控除した額について、見積耐用年数にわたり、定額法で償却します。

のれんは償却を行わず、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施します。のれんの帳簿価額は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示します。持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めます。のれんの減損損失は純損益で認識し、戻し入れは行いません。

のれんは、減損テスト実施のために、企業結合からの便益を得ることが期待される個々の資金生成単位または資金生成単位グループに配分します。

(4) リース

リースは、所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リースとして分類します。

ファイナンス・リース取引について、リース資産およびリース負債は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額により、連結財政状態計算書に計上します。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分します。金融費用は、純損益で認識します。リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行います。

オペレーティング・リース取引について、リース料は、リース期間にわたって定額法により費用として認識します。

(5) 非金融資産の減損

当社グループは各年度において、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、減損の兆候が存在する場合、または、毎年減損テストが要求されている場合には、その資産の回収可能価額を見積もります。回収可能価額は、資産または資金生成単位の売却費用控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定します。売却費用控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用します。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割り引きます。

資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産または資金生成単位について減損を認識し、回収可能価額まで評価減します。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、損失の減少または消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行います。そのような兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を超える場合、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失を戻し入れます。

(6) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額について信頼性をもって見積もることができる場合に認識します。

引当金は、貨幣の時間価値が重要である場合には、債務の決済に必要とされると見込まれる支出に、貨幣の時間価値の現在の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値で測定します。時間の経過による引当金の増加は利息費用として認識します。

製品保証引当金については、製品の品質保証費用の支払に備えるため、過去の発生実績に基づく当連結会計年度の売上高に対応する発生見込額と、個別に発生した品質保証費用の実情を考慮した保証見込額を計上します。将来において経済的便益の流出が予測される時期は、各連結会計年度末日より1年以内の時期であります。

## (7) 退職後給付

当社グループの各会社は、さまざまな年金制度を有しております。年金制度は通常、保険会社、または信託会社が管理する基金への支払を通じて積み立てます。その積立金額は定期的な数理計算によって算定されます。当社グループは確定給付制度と確定拠出制度を有します。

確定給付制度に関連して連結財政状態計算書で認識される負債は、報告期間の末日現在の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を差し引いた額です。確定給付制度債務は、予測単位積増方式を用いて毎年算定します。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定します。

実績による修正および数理計算上の仮定の変更から生じた数理計算上の差異は、発生時にその他の包括利益に計上するとともに、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生した期間に純損益で認識します。

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、確定拠出制度に支払うべき拠出額を従業員が関連するサービスを提供した期間に費用として認識します。

## (8) 収益認識

### ① 物品の販売

物品の販売による収益は、通常の事業活動における物品の販売により受け取った対価または債権の公正価値で測定します。また、物品の販売による収益は、当社グループ内の売上高を相殺消去した後に、付加価値税、値引および返品を差し引いた純額で表示します。

物品の販売による収益は、顧客に物品を納品し、顧客が物品の販売に係る流通方法や価格について完全な裁量を確保し、顧客の物品受入れに影響を及ぼす未完了の義務が何ら存在しなくなった時点で認識します。納品は、物品が特定の場所に出荷され陳腐化や損失のリスクが顧客に移転し、顧客による契約に基づいた物品の受入れ、またはすべての受入条件が満たされたとする客観的証拠を入手するまでは、発生したとはみなされません。

### ② 役務の提供

役務の提供による収益は、通常の事業活動における役務の提供により受け取った対価または債権の公正価値で測定します。また、役務の提供に関する取引の成果を信頼性をもって見積もることができる場合には、その取引に関する収益は、報告期間の期末日現在のその取引の進捗度に応じて認識します。

### ③ 配当収益

配当に係る収益は、配当を受け取る権利が確定した時点で、対価または債権の公正価値で認識します。

## (9) 外貨換算

### ① 外貨建取引

当社グループ各社の財務諸表は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨である機能通貨で作成されます。連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示されます。

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算します。期末日における外貨建の貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算します。また、公正価値で測定

される外貨建の非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算します。当該取引の決済から生じる為替換算差額は、純損益で認識します。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じたヘッジの有効部分については、その他の包括利益で認識します。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産および負債については、期末日の為替レート、収益および費用については、連結会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均レートを用いて日本円に換算します。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識します。当該差額は「在外営業活動体の為替換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めます。在外営業活動体の持分全体の処分、および支配または重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分に伴い、当該累積換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えます。

(10) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結財政状態計算書に関する注記

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額    | 253,165百万円 |
| (2) 担保に供している資産および当該債務 |            |
| 担保に供している資産            | 883百万円     |
| 担保に対応する債務             | 90百万円      |
| (3) 偶発債務              |            |
| 関係会社の金融機関からの借入金に対する保証 | 1,289百万円   |
| (4) 訴訟事項等             |            |

2015年9月に米国司法省と締結した司法取引契約に関連して、米国およびカナダにおいて当社の米国子会社に対し集団訴訟が提起されているほか、一部顧客から損害賠償を求められております。

なお、訴状には訴訟金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結損益計算書に関する注記

(その他の費用)

自動車・二輪車用ショックアブソーバの販売に係る米国独占禁止法違反に関する賠償費用が、その他の費用に含まれております。

7. 連結持分変動計算書に関する注記

|                            |      |              |
|----------------------------|------|--------------|
| (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数 | 普通株式 | 257,484,315株 |
|----------------------------|------|--------------|

## (2) 配当に関する事項

### ① 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の種類   | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|---------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2016年6月24日<br>定 時 株 主 総 会 | 普 通 株 式 | 1,533           | 6.00            | 2016年3月31日 | 2016年6月27日 |
| 2016年11月7日<br>取 締 役 会     | 普 通 株 式 | 1,277           | 5.00            | 2016年9月30日 | 2016年12月2日 |

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2017年6月23日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 1,788           | 利益剰余金 | 7.00            | 2017年3月31日 | 2017年6月26日 |

※2017年6月23日開催の定時株主総会に議案として付議する予定であります。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク（為替リスク、金利リスクおよび株価変動リスク）などのさまざまなリスクに晒されております。また、当社グループは市場リスクをヘッジするために、先物為替予約、金利スワップ等のデリバティブ金融商品を利用しています。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っており、デリバティブ金融商品を利用した投機的な取引は行わない方針です。

また、当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。資金調達に係る流動性リスクについては、各社が月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### ① 信用リスク管理

当社グループは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリスク、すなわち信用リスクに晒されております。当該リスクに対応するために、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。さらに、必要に応じて担保設定・ファクタリング等を利用することによって保全措置を図っています。

また、当社グループでは、為替相場の変動に係るリスクを軽減するために、金融機関等とデリバティブ金融商品の取引を行っていますが、デリバティブ金融商品の取引については、信用力の高い金融機関を相手方として行うことが基本となっており、信用リスクに及ぼす影響は限定的です。

なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

金融資産については、連結財政状態計算書に表示されている減損後の帳簿価額が、当社グループの信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。

これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、担保として保有する物件およびその他の信用補完するものではありません。

## ② 流動性リスク管理

当社グループは、金融機関からの借入により、運転資金や設備投資資金の調達を行っておりますが、これらの債務の履行が困難となるリスク、すなわち流動性リスクに晒されております。当社グループは、事業を遂行するにあたって必要最小限の手元資金を確保するために、適宜金融機関からの借入を行っており、また突発的な資金需要の発生や市場の流動性が著しく低下した時などの緊急的な事態に備えてコミットメントラインを設定しています。

また、当社は、グループ各社の資金需要を適宜把握した上で、月次ベースの資金計画を作成し、日々のキャッシュ・フローと比較するという方法でモニタリングを行い、流動性リスクを管理しております。

## ③ 市場リスク管理

### (i) 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに事業展開を行っており、一部の原材料の調達および製品の販売を外貨建取引で実施していることから、当該取引より発生する外貨建の債権債務について、為替リスクに晒されております。当社グループの為替リスクは、主に米ドルの為替変動により発生しています。

### (ii) 金利リスク管理

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金および設備投資等に必要となる資金を調達することに伴い発生する利息を支払っていますが、変動金利での借入を行っている場合には、利息の金額は市場金利の変動に影響を受けることから、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されております。当社グループは、資金使途を設備投資等の目的としている長期借入金のうち、変動金利の借入の一部については、金利の上昇による利息の支払額の増加を抑えるために、利息の受取額を変動金利、利息の支払額を固定金利としてその差額を授受する金利スワップ契約を金融機関と締結しています。その結果、長期の借入金の利率を実質的に固定化することによって、利息の将来キャッシュ・フローの安定化が図られ、金利リスクをヘッジすることが可能となっております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2017年3月31日における金融資産および金融負債の公正価値と連結財政状態計算書上の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|                            | 帳 簿 価 額 | 公 正 価 値 |
|----------------------------|---------|---------|
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産 |         |         |
| 株式                         | 21,761  | 21,761  |
| デリバティブ                     | 98      | 98      |
| その他                        | 382     | 382     |
| 償却原価で測定される金融資産             |         |         |
| 現金及び現金同等物                  | 33,988  | 33,988  |
| 営業債権及びその他の債権               | 92,653  | 92,653  |
| その他                        | 1,967   | 1,967   |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債      |         |         |
| デリバティブ                     | 1       | 1       |
| 償却原価で測定される金融負債             |         |         |
| 営業債務及びその他の債務               | 72,137  | 72,137  |
| 借入金                        | 90,944  | 91,098  |
| その他                        | 18,441  | 18,441  |

公正価値の測定方法

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

これらは短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(株式、デリバティブ、その他の金融資産、その他の金融負債)

その他の金融資産のうち、3か月超の定期預金等については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産のうち、上場株式については取引所の市場価格、非上場株式については、純資産価値に基づく評価技法を用いて算定しております。

その他の包括利益あるいは純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブについては、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(借入金)

借入金については、将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 643円15銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益    | 56円93銭  |

## 10. 重要な後発事象

### (株式併合および単元株式数の変更)

当社は2017年4月25日開催の取締役会において、単元株式数の変更を決議するとともに、2017年6月23日開催予定の第95期定時株主総会に、株式併合および定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしました。

### (1) 株式併合および単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、売買単位あたりの価格水準を維持し、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように株式併合（10株を1株に併合）を行うものであります。

### (2) 株式併合の内容

#### ① 株式併合する株式の種類

普通株式

#### ② 株式併合の方法・比率

2017年10月1日をもって、2017年9月30日（実質上9月29日）現在の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

#### ③ 株式併合により減少する株式数

|                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（2017年3月31日現在） | 257,484,315株 |
| 株式併合により減少する株式数              | 231,735,884株 |
| 株式併合後の発行済株式総数               | 25,748,431株  |

(注) 「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

#### ④ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### (3) 単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(4) 株式併合および単元株式数の変更の日程

|                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 取締役会決議日               | 2017年4月25日     |
| 定時株主総会決議日             | 2017年6月23日（予定） |
| 株式併合および単元株式数の変更の効力発生日 | 2017年10月1日（予定） |

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前連結会計年度および当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

|                            | 前連結会計年度<br>(自 2015年4月1日<br>至 2016年3月31日) | 当連結会計年度<br>(自 2016年4月1日<br>至 2017年3月31日) |
|----------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)        | 5,804.02                                 | 6,431.51                                 |
| 基本的1株当たり当期利益又は当期損失 (△) (円) | △123.74                                  | 569.32                                   |

(注) 希薄化後1株当たり当期利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

11. その他の注記

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                                                              |                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① たな卸資産                                                      | 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。                                                                   |
| ② 有価証券<br>子会社株式及び関連会社株式<br>その他有価証券<br>時価のあるもの<br><br>時価のないもの | 移動平均法による原価法によっております。<br><br>決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）<br>移動平均法に基づく原価法によっております。 |
| ③ デリバティブ                                                     | 時価法によっております。                                                                                                               |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                    |                                                                                                  |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法によっております。<br>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、工具、器具及び備品のうち金型については定率法によっております。 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法によっております。<br>なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。                                          |
| ③ リース資産            | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                  |
| ④ 長期前払費用           | 均等償却によっております。<br>なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。                                         |

#### (3) 引当金の計上基準

- |           |                                                                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 投資損失引当金 | 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。                              |
| ③ 製品保証引当金 | 将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。                    |
| ④ 役員賞与引当金 | 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。                                             |

|                                                                    |                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤ 退職給付引当金                                                          | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。<br>また、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |
| ⑥ 環境対策引当金                                                          | 設備等に使用されているポリ塩化ビフェニル（PCB）の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。                                                                                                   |
| ⑦ 債務保証損失引当金                                                        | 債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。                                                                                                                      |
| (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項                                        |                                                                                                                                                                        |
| ① ヘッジ会計の方法                                                         |                                                                                                                                                                        |
| ヘッジ会計の方法                                                           | 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。                                                                                                            |
| ヘッジ手段とヘッジ対象                                                        | ヘッジ手段…為替予約取引及び金利スワップ取引<br>ヘッジ対象…外貨建取引及び借入金利息                                                                                                                           |
| ヘッジ方針                                                              | 当社の社内管理規程に基づき、外貨建取引に係る為替変動リスク及び借入金に係る金利変動リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。                                                                                |
| ヘッジ有効性評価の方法                                                        | ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価は省略しております。                                                                                                                          |
| ② 消費税等の会計処理                                                        | 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。                                                                                                                                                |
| (5) 追加情報                                                           |                                                                                                                                                                        |
| （繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）                                          |                                                                                                                                                                        |
| 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。 |                                                                                                                                                                        |
| 2. 貸借対照表に関する注記                                                     |                                                                                                                                                                        |
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                                                 | 150,700百万円                                                                                                                                                             |
| (2) 関係会社に対する金銭債権債務                                                 |                                                                                                                                                                        |
| ① 短期金銭債権                                                           | 33,111百万円                                                                                                                                                              |
| ② 長期金銭債権                                                           | 1,117百万円                                                                                                                                                               |
| ③ 短期金銭債務                                                           | 15,578百万円                                                                                                                                                              |

(3) 事業用の土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△6,011百万円

(4) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入金に対する保証

|                                                  |           |
|--------------------------------------------------|-----------|
| KYB Mexico S.A. de C.V.                          | 6,809百万円  |
| KYB Manufacturing Czech, s.r.o.                  | 4,084百万円  |
| 凱迺必機械工業（鎮江）有限公司                                  | 228百万円    |
| KYB-Mando do Brasil Fabricante de Autopeças S.A. | 752百万円    |
| PT. KYB Hydraulics Manufacturing Indonesia       | 1,237百万円  |
| カヤバシステムマシナリー株式会社                                 | 530百万円    |
| KYB Motorcycle Suspension India Pvt.Ltd.         | 510百万円    |
| KYB Steering (Thailand) Co., Ltd.                | 66百万円     |
| KYB-Conmat Private Limited                       | 320百万円    |
| KYB Advanced Manufacturing Spain, S.A.U.         | 914百万円    |
| PT. Chita Indonesia                              | 11百万円     |
| 計                                                | 15,463百万円 |

(5) 訴訟事項等

2015年9月に米国司法省と締結した司法取引契約に関連して、米国及びカナダにおいて当社の米国子会社に対し集団訴訟が提起されているほか、一部顧客から損害賠償を求められております。

なお、訴状には訴訟金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 42,372百万円 |
| ② 営業費用       | 35,127百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 8,326百万円  |

#### (2) 独占禁止法関連損失

独占禁止法関連損失は、自動車・二輪車用ショックアブソーバの販売に係る米国独占禁止法違反に関する賠償費用であります。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度 期 首 数<br>の 株 式 数 | 当 事 業 年 度 増 加 数<br>株 式 数 | 当 事 業 年 度 減 少 数<br>株 式 数 | 当 事 業 年 度 末 数<br>の 株 式 数 |
|-----------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 普 通 株 式   | 2,009千株                    | 15千株                     | －千株                      | 2,024千株                  |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加15千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、退職給付引当金否認、未払賞与否認、製品保証引当金否認であります。なお、評価性引当額は、8,421百万円であります。

### 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産としてコンピュータ等事務機器及び自動車・フォークリフト等があります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 属 性   | 会社等の名称                             | 議 決 権 等 の<br>所有(被所有)<br>割 合 ( % ) | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取引の内容          | 取引金額<br>(百万円) | 科 目   | 期末残高<br>(百万円) |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------|----------------------|----------------|---------------|-------|---------------|
| 子 会 社 | KYBエンジニアリング・アト・サー<br>ビス株式会社        | 100                               | 当社製品の<br>販売先         | 当社製品の販売<br>(注) | 6,039         | 売 掛 金 | 2,674         |
| 子 会 社 | KYB-YS株式会社                         | 100                               | 当社製品の<br>製造委託先       | 当社製品の仕入<br>(注) | 9,158         | 買 掛 金 | 4,027         |
| 子 会 社 | KYBモーターサイクル<br>サスペンション株式会社         | 66.6                              | 当社製品の<br>製造委託先       | 当社製品の仕入<br>(注) | 12,574        | 買 掛 金 | 3,742         |
| 子 会 社 | KYB Americas<br>Corporation        | 100                               | 当社製品の<br>販売先         | 当社製品の販売<br>(注) | 7,742         | 売 掛 金 | 3,165         |
| 子 会 社 | KYB Europe GmbH                    | (間接) 100                          | 当社製品の<br>販売先         | 当社製品の販売<br>(注) | 4,965         | 売 掛 金 | 2,609         |
| 子 会 社 | KYB Mexico S.A.de<br>C.V.          | (直接) 68<br>(間接) 32                | 当社製品の<br>販売先         | 当社製品の販売<br>(注) | 7,207         | 売 掛 金 | 3,082         |
|       |                                    |                                   |                      | 債務保証           | 6,809         | —     | —             |
| 子 会 社 | KYB Manufacturing<br>Czech, s.r.o. | (直接) 1<br>(間接) 99                 | 当社製品の<br>販売先         | 債務保証           | 4,084         | —     | —             |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品・部品等の販売及び仕入価格については、市場価格・総原価等を勘案し、希望価格を提示して交渉のうえ決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 429円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円90銭  |

## 9. 重要な後発事象

(株式併合及び単元株式数の変更)

当社は2017年4月25日開催の取締役会において、単元株式数の変更を決議するとともに、2017年6月23日開催予定の第95期定時株主総会に、株式併合および定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしました。

なお、概要については「連結注記表 重要な後発事象」に記載のとおりであります。

## 10. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。